八王子市救急病院救急診療事業実施要綱

平成11年10月１日
施行

改正　平成14年４月１日　平成15年４月１日
平成16年４月１日　平成17年４月１日
平成18年４月１日　平成19年４月１日
平成20年４月１日　平成21年４月１日
平成22年４月１日　平成23年４月１日
平成24年４月１日　平成25年４月１日
平成26年４月１日　平成27年４月１日
平成28年４月１日　平成29年４月１日
平成30年４月１日　平成31年４月１日
令和２年４月１日　令和３年４月１日
令和４年４月１日　令和５年４月１日
令和６年４月１日

（趣旨）
第１条　この要綱は、平成11年10月１日付をもって八王子市と八王子市医師会が締結した「救急病院救急診療事業に関する覚書」に基づき、令和６年度（2024年度）八王子市救急病院救急診療事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）
第２条　救急病院診療事業は、東京都が定める「休日・全夜間診療事業実施要綱」を基本とし、休日及び夜間における急な傷病者の診療を実施するものとする。

（医療機関）
第３条　救急病院救急診療事業を実施する医療機関は、東京都が「休日・全夜間診療事業実施要綱」に基づき指定する東京都指定二次救急医療機関とする。

（診療対象者及び診療科目）
第４条　診療対象者は、八王子市民及び市外在住者を問わないものとし、診療科目は内科、外科及び小児科とする。

（診療時間）
第５条　診療時間は、東京都が定める「休日・全夜間診療事業実施要綱」に定める診療時間に準じ、次のとおりとする。
毎日の夜間においては、午後５時から翌日の午前９時までの16時間
休日の昼間においては、午前９時から午後５時までの８時間

（収容体制）
第６条　救急病院救急診療事業を実施する各医療機関は、診療の結果、入院を必要と認めた患者のために、令和６年度（2024年度）東京都指定二次救急医療機関の指定に基づく病床を確保するものとする。

（診療区分）
第７条　診療区分については、一次救急医療との区分を明確にしながらも、来院した者については、必ず診療を行うものとする。

（実績報告）
第８条　八王子市医師会は、各医療機関の実施した救急診療事業の実績を翌月15日までに市長に報告するものとする。

（謝礼金）
第９条　救急病院救急診療事業に係る謝礼金の額は年間15,999,600円（月額1,333,300円）とする。

（謝礼金の支払い）
第10条　前条に定める謝礼金は、各四半期分に相当する額を当該四半期の翌々月の15日までに八王子市医師会会長名義の口座に振り込むものとする。

附　則
この要綱は、平成11年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。